

時期	復旧・復興段階
区分	都市施設及び市街地
分野	都市施設
検証項目	公園・緑地

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、激甚災害法、公共土木施設災害復旧事業費負担法（都市公園の場合）
執行主体	国、県（自治事務）、市町（自治事務） ただし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき行う、都道府県から国への災害報告及び国庫負担申請は、第1号法定受託事務である。
財源	自主財源 ・ただし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により、公園の復旧事業については、3分の2以上の国庫補助がある（激甚指定の場合は、概ね9割の国庫補助）。 ・なお、阪神・淡路大震災の発災時の法体系では、公園は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の対象施設として該当していなかったが、平成7年3月に制定された「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助法」により、10分の8の国庫補助を受けることができた。
概要	地方公共団体の行う公園の復旧事業については、平成7年3月に「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助法」が制定されたことにより、10分の8の国庫補助を受けることができた。また、都市公園以外の公園的施設の復旧についても、同法による補助を受けることができた。一方、震災時の法体系では、公園は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象外であったことから、公園の復旧事業に関する補助制度の充実が求められた。こうした背景を受け、阪神・淡路大震災後の平成10年に同法が改正され、都市公園が対象施設として追加された。 阪神・淡路大震災の際、住宅地内の街区公園等が避難場所として利用されたこともあり、震災後、国においては、既設の防災緑地緊急整備事業や防災公園の整備に対する補助事業の拡充の他、グリーンオアシス整備事業（平成7年～平成12年）や、都市防災構造化推進事業（平成9年創設14年から都市防災総合推進事業）、防災公園街区整備事業（平成11年～）などを創設し、既成市街地等における防災に資する公園・緑地などの整備を図っている。また、神戸市においても、まちづくりスポット創生事業や原っぱづくり事業、生け垣の設置に対する助成などを活用し、オープンスペースの創出や、緑化の推進を図っている。一方、被災地域に近接する大規模オープンスペースは、救援物資の集配場所や広域支援部隊の集結地などの、防災上の拠点として利用されたことから、兵庫県においては、三木震災記念公園等の整備により、また、他の大都市部においては、基幹的広域防災拠点等の整備により、大規模オープンスペースと防災拠点の一体的な確保を図っている。 震災復興土地区画整理事業等の都市計画決定の手続きにあたって、第一段階では、施行区域と骨格となる都市施設（幹線街路及び近隣公園等）に留め、第二段階で、区画道路や街区公園等の決定を図るといって、いわば二段階方式を採用した。そのため、多くの震災復興土地区画事業施行区域においては、住民ワークショップにより街区公園の設計内容を具体化させた。 神戸港のメリケン波止場や西宮市仁川の地すべり現場、北淡町の野島断層の表出現場などは、震災による被害の状況を保存した記念公園として整備されており、これらは、兵庫県の新しい観光名所となっている。

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	阪神・淡路大震災に対して取った措置 《都市公園》 平成7年3月に「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助法」を制定し、公園の災害復

	<p>旧事業について、10分の8の国庫補助を行うこととした。また、同法の適用対象となった都市公園の災害復旧事業について、補助災害復旧事業債の対象とした。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p37]</p> <p>3月3日、建設省(当時)は、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助法」に基づき、都市公園の災害復旧事業費の国庫補助に関する査定を開始した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県1年の記録』兵庫県,p152]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 《都市公園》 都市公園の災害復旧事業に関する査定結果[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県1年の記録』兵庫県,p152]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月23日の第17次査定をもって、県及び神戸市を除く11市町において災害復旧事業費の国庫補助に関する査定が終了した。その結果、神戸市を除く兵庫県内で103公園170箇所が国庫補助事業として採択された。また、神戸市については、11月15日に災害復旧事業の国庫補助に関する全ての査定が終了した。その結果、神戸市内で151公園225箇所が国庫補助事業として採択された。</li> </ul>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 《都市公園》 1月18日、県立明石公園において、危険個所の立ち入り禁止措置を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県1年の記録』兵庫県,p151]</p> <p>都市公園の復旧については、都市災害復旧事業の制度活用のため、県街路課を通じて建設省(当時)に被災状況について報告し、事業採択の要望を行った。また、明石公園の隅櫓については、文化財指定されているため、県教育委員会を通じて文化庁に被災状況を報告し、文化財保存整備事業(災害復旧)の採択について要望を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県1年の記録』兵庫県,p151]</p> <p>都市公園内での救援活動や仮設住宅の建設に関する法的な問題について、国と協議し、その結果を市町や仮設住宅建設部局へ連絡した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県1年の記録』兵庫県,p151]</p> <p>都市公園以外の公園的施設の復旧について、都市災害復旧事業の活用に関する要望が県内各市町からあったことから、兵庫県は、建設省(当時)と協議した。その結果、都市公園以外の公園的施設の復旧についても、都市災害復旧事業の対象として査定を受けられることとなった。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県1年の記録』兵庫県,p151]</p> <p>兵庫県は、関東地域の東京都及び平塚市の視察調査を実施し、防災公園の整備計画について検討した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県1年の記録』兵庫県,p151]</p> <p>○県立明石公園の石垣の復旧については、石垣が歴史的価値を持つものであることから、石垣の歴史、構造等の専門家による指導委員会を設け、復旧の範囲、復旧方法の検討を行った。その後、6月20日～21日に都市災害復旧事業の査定を受け、8月下旬から復旧工事に着手した。また、文化財指定の隅櫓についても「明石城巽櫓・坤櫓耐震対策検討委員会」(平成7年～12年度)を設置し、江戸時代の木組を保全するために、曳家工法によりいったん移設し、櫓土台石垣を積み直した後、元の位置に戻し補修を行う修復計画を策定した。10月1日、同計画について文化庁からの承認を受け、平成8年1月下旬から工事に着手するとともに、上記委員会により工事期間中において、工法、施工について指導を受けた。</p> <p>《自然公園》 兵庫県及び神戸市は、六甲山系のハイキング道の復旧・復興について、環境庁(当時)に対し復興整備事業の採択を要望した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県1年の記録』兵庫県,p152]</p> <p>自然公園の仮復旧作業は平成7年8月に概ね作業を完了し、補助事業による本復旧・復興作業は同年10月から開始した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県1年の記録』兵庫県,p152]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 災害復旧工事額等については、市町の欄を参照。</p>

市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>《都市公園》</p> <p>神戸市内426公園のうち151公園が建設省（当時）の都市災害復旧事業の補助を受けた。また、軽微な被災の公園については、神戸市土木局の直営工事等で復旧工事を実施した。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995年』(財)神戸都市問題研究所,p349]</p> <p>《自然公園》</p> <p>神戸市は、同市の直営工事により六甲山系のハイキング道の仮復旧作業を2月10日に開始し、8月10日に完了した。本格的な復旧工事は、環境庁の自然公園整備事業による国庫補助を受け、兵庫県及び神戸市が施工した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p152]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>《都市公園》</p> <p>都市公園の被害と都市災害復旧工事額（工事費の単位は100万円）は、以下のとおり。[『阪神・淡路大震災復興誌（第7巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p470]</p> <table border="1" data-bbox="288 770 1433 1335"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">公園数</th> <th rowspan="2">物 件</th> <th colspan="2">被災状況</th> <th colspan="2">都市災害復旧工事</th> </tr> <tr> <th>被害額</th> <th>公園数</th> <th>個所数</th> <th>工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立公園</td> <td>6</td> <td>68</td> <td>3,710</td> <td>1</td> <td>16</td> <td>818</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">市町立公園</td> <td>神戸市</td> <td>426</td> <td>520</td> <td>6,009</td> <td>151</td> <td>225</td> <td>2,924</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td>26</td> <td>40</td> <td>983</td> <td>33</td> <td>50</td> <td>737</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td>66</td> <td>79</td> <td>931</td> <td>16</td> <td>31</td> <td>454</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td>41</td> <td>49</td> <td>348</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td>21</td> <td>25</td> <td>393</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>宝塚市</td> <td>35</td> <td>50</td> <td>30</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>明石市</td> <td>88</td> <td>100</td> <td>598</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>三田市</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>川西市</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>淡路町</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>53</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>東浦町</td> <td>3</td> <td>20</td> <td>900</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>津名町</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>719</td> <td>959</td> <td>13,974</td> <td>255</td> <td>396</td> <td>6,025</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 被災状況は1995年2月17日現在。都市災害は復旧決定額。 2) これ以外に、明石公園重要文化財復旧工事として1ヶ所1,048百万円 (『神戸からの公園文化 - 兵庫の公園1868-2000』)</p> <p>神戸市の都市公園の災害復旧事業は、仮設住宅等が建設された公園を除き、平成8年度に全て完了した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p152]</p> <p>神戸市におけるハイキング道の仮復旧工事の施工状況（平成7年度）は、以下のとおり。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995年』(財)神戸都市問題研究所,p349]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路線数 8コース23km</li> <li>・ 箇所 修法が原周遊線、天狗道、上野道、石切道、紅葉谷、須磨アルプス、アイスロード、ドライブウェイ沿い</li> <li>・ 事業費 102,000千円</li> </ul>	区 分	公園数	物 件	被災状況		都市災害復旧工事		被害額	公園数	個所数	工事費	県立公園	6	68	3,710	1	16	818	市町立公園	神戸市	426	520	6,009	151	225	2,924	芦屋市	26	40	983	33	50	737	西宮市	66	79	931	16	31	454	尼崎市	41	49	348	18	18	440	伊丹市	21	25	393	6	14	35	宝塚市	35	50	30	5	5	41	明石市	88	100	598	15	21	206	三田市	1	1	10	1	1	8	川西市	4	4	8	2	2	6	淡路町	1	2	53	2	2	44	東浦町	3	20	900	4	10	200	津名町	1	1	1	1	1	16	合 計	719	959	13,974	255	396	6,025
区 分	公園数				物 件	被災状況		都市災害復旧工事																																																																																																							
		被害額	公園数	個所数		工事費																																																																																																									
県立公園	6	68	3,710	1	16	818																																																																																																									
市町立公園	神戸市	426	520	6,009	151	225	2,924																																																																																																								
	芦屋市	26	40	983	33	50	737																																																																																																								
	西宮市	66	79	931	16	31	454																																																																																																								
	尼崎市	41	49	348	18	18	440																																																																																																								
	伊丹市	21	25	393	6	14	35																																																																																																								
	宝塚市	35	50	30	5	5	41																																																																																																								
	明石市	88	100	598	15	21	206																																																																																																								
	三田市	1	1	10	1	1	8																																																																																																								
	川西市	4	4	8	2	2	6																																																																																																								
	淡路町	1	2	53	2	2	44																																																																																																								
	東浦町	3	20	900	4	10	200																																																																																																								
津名町	1	1	1	1	1	16																																																																																																									
合 計	719	959	13,974	255	396	6,025																																																																																																									
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>被災地においては、被災者や民間団体等により、緑化運動が進められた。主な団体の活動については、以下のとおり。[『阪神・淡路大震災復興誌（第7巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p479-481]</p> <p>・「阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク」のメンバーが中心になった「花咲かじいさん、花咲かばあさん」グループは、平成7年5月から神戸、芦屋市の解体跡地などにヒマワリやコスモスの種をまく活動を始めた。さらに、この活動をきっかけに、「みどりのまちづくり」を推進しようと、ランドスケープの専門家が立ち上がり、平成8年、「阪神グリーンネット」(ランドスケープ</p>																																																																																																														

	<p>復興支援会議)を結成。草花の苗の配布や押しかけ緑化等の実践的活動、みどりのまちづくりに関するアドバイス活動、他の専門的なグループや市民との連携、協力活動を基本方針として、活動を行ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「阪神・淡路震災復興支援10年委員会」は、全国からの募金や苗木の寄贈によって、被災地の街路樹や公園の復旧、再建住宅の緑化などを行う活動を呼びかけ、その結果、平成8年3月に「ひょうごグリーンネットワーク」が設立された。「ひょうごグリーンネットワーク」による植樹は、設立から平成13年5月までの約5年間で30万本を超えた。</li> <li>・路上に花びらで絵を描く「インフィオラータこうべ」が平成9年から始められた。インフィオラータはイタリア語で「花を敷きつめる」という意味。最初は三宮東「あじさい通商店街」で始められたが、市内各地に広がり、平成13年4月には、東灘区六甲アイランド「リバーモール公園」、中央区北野坂、元町「穴門市場」、三宮東「あじさい通商店街」、ポートアイランド市民広場、兵庫区湊川町の「神戸新鮮市場」などでも行われた。</li> <li>・平成13年6月、神戸市中央区のポートアイランド2期の未利用地約5 haに約30万本のヒマワリの苗が植えられた。なお、ヒマワリの花は復興記念事業のシンボルとされていることから、国内外からの支援に感謝する意味をこめて市内各所で市民の数と同じ150万本のヒマワリを咲かせる運動が「神戸21世紀・復興記念事業」の一つとして進められており、ポートアイランド2期のヒマワリ畑はそのプロジェクトの一端である。</li> </ul> <p>「神戸21世紀・復興記念事業」とは、“震災時の支援に対する感謝のメッセージを発信し、生まれ変わった元気のある神戸を伝えていきたい”という想いから、神戸市、市民、NPO、学識経験者、企業等の協働により、平成13年1月17日から9月30日までの期間に進められた事業。</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果</p>	
<p>国</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 都市公園法施行令及び同法施行規則の一部改正(平成7年)[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p199]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設省(当時)は、災害時において避難地又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要な施設整備を促進するため、地方公共団体に対する国の補助の対象施設に、災害応急対策施設(食料や医薬品等物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及びヘリポート)を追加するため、都市公園法施行令及び同法施行規則の一部改正を行った。</li> </ul> <p>補助対象となる防災公園の要件の見直し等(平成7年～)[『建設白書(平成8年版)』建設省,p139][『土地白書(平成11年版)』建設省,p302]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえ、広域避難地となる防災公園について、対象都市に平成7年より人口10万人以上の都市を追加し、平成16年より東南海・南海地震防災対策推進地域に含まれる都市を追加し、また、防災公園の対象地域要件を非耐火建築物率等を除き人口要件のみに緩和(平成8年)する等補助対象となる防災公園の要件の見直しを行った。</li> </ul> <p>防災公園の種類の拡大(平成8年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前より周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する「広域避難地の機能を有する都市公園」として追加し、平成10年より復旧・復興本部や救助・救援部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等、災害復旧活動の支援拠点、また、復旧のための資機材や生活物資等の中継基地等となる都市公園を「広域防災拠点の機能を有する都市公園」として防災公園の体系の中に位置づけ、積極的な整備の推進を図った。</li> </ul> <p>防災緑地緊急整備事業の推進(昭和61年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が策定する「防災公園緊急整備計画」に基づき、都市開発資金等により先行取得した避難地となる防災公園の予定地に防災上最小限必要な施設の整備を行う防災緑地緊急整備事業の実施を推進した。平成9年度より、都市開発資金の貸付対象都市のうち、人口10万人以上の都市を対象都市に追加するとともに一次避難地として位置づけられる防災公園を対象事業に追加し</li> </ul>

た。

グリーンオアシス整備事業の創設（平成7年～）[『建設白書（平成8年版）』建設省,p101]

- ・建設省（当時）は、平成7年度にグリーンオアシス整備事業を創設し、市街地の遊休地及び未利用地を機動的に買収し、身近な防災活動拠点となる小規模な緑地（グリーンオアシス）の整備を進め、地区全体の防災性の強化を図った。事業は平成12年度で終了した。

緑化重点地区総合整備事業の推進（平成7年～）

- ・市町村が策定する都市の緑に関する総合的なマスタープランである「緑の基本計画」に定められた「緑化の推進を重点的に図るべき地区（緑化重点地区）」において、緑化の目的、年次計画等を定めた緑化の実施に関する計画に基づき、緑化重点地区総合整備事業を推進し、延焼防止帯となる緑地の整備と緑化により防災機能の向上を図った。

公共土木施設災害復旧事業費負担法の改正（平成10年）[『建設白書（平成10年版）』,p369]

- ・公共土木施設災害復旧事業費負担法の対象施設に公園を追加した。

都市公園法施行規則の一部改正（平成11年）

- ・建設省（当時）は、省令で定める災害応急対策に必要な施設として、情報通信施設、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設を追加した。

○防災公園・市街地一体整備事業の創設（平成11年～）

- ・建設省（当時）は、市街地内の低・未利用地の有効活用により、避難地、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備等を含む市街地の整備を一体的に行う防災公園・市街地一体整備事業を創設した。

防災公園街区整備事業の創設実施（平成11年～）[『建設白書（平成12年版）』,p265]

- ・地震災害等に対して脆弱な構造となっている大都市地域の既成市街地において、地方公共団体の要請により、都市基盤整備公団（当時）が防災公園の整備と周辺市街地の整備改善を一体的に行う防災公園街区整備事業を、平成11年度第2次補正予算において創設した。

都市山麓グリーンベルト整備事業（平成8年～）[『建設白書（平成8年版）』建設省,p416]

- ・本事業は、土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境と景観を創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面においてグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る事業である。

「ID108砂防施設」を参照

基幹的広域防災拠点の整備[『防災白書（平成15年版）』,p107-110]

- ・基幹的広域防災拠点とは、都府県境を超えた大都市圏の市街地において、大規模な地震等の甚大な被害が発生した際に、広域的な防災活動の核となる拠点として、予めオープンスペース等を整備するものであり、都市再生プロジェクト第一次決定（平成13年）において、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備が位置づけられている。
- ・東京湾臨海部においては第5回首都圏広域防災拠点整備協議会（平成14年7月開催）の決定を受けて、関係機関との役割分担のもと、東京都有明の丘地区において公園事業、川崎市東扇島地区において港湾事業により、基幹的広域防災拠点の整備を行うこととしている。

「ID159防災拠点等の整備」を参照

○都市公園法施行令の一部改正（平成15年）

- ・国土交通省は、災害時において避難地又は避難路となる都市公園以外であっても、施行令で定める備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設を公園施設として位置付けられることとするため、

	<p>施行令を改正した。</p> <p>○地震防災対策特別措置法の制定（平成7年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、都道府県が地震防災緊急事業五箇年計画の作成を行い、これに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めた。</li> <li>・特に、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて当該計画期間内の各年度分の事業として実施される事業のうち、耐震性貯水槽、社会福祉施設、公立小中学校等の施設整備及び防災行政無線等の設備に掲げるものに要する経費に対する補助率のかさ上げ措置を講じることとした。</li> <li>・地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業については、さらに強力に推進する必要があるため、平成13年3月に地震防災対策特別措置法を改正し、平成17年度末まで特別措置を継続することとした。</li> </ul> <p>○密集市街地整備法の制定（平成9年）</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓に鑑み、大規模地震時に市街地大火が生じる恐れがあるなど防災上危険な状況にある密集市街地の整備を商業的に推進するため、平成9年5月「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」が公布された。</p> <p>○都市防災構造化推進事業の創設（平成9年）</p> <p>大都市等の既成市街地に残された震災や大火に対して危険な密集市街地等の防災性の向上を図るため、災害危険度判定等調査、住民等のまちづくり活動への支援、道路、広場、防災まちづくり拠点施設等の地区公共施設等の整備、避難地、避難路周辺等の建築物の不燃化を推進する都市防災構造化推進事業を創設した。</p> <p>○都市防災総合推進事業の創設・拡充（平成14、16年）</p> <p>地方公共団体の自主性・裁量性を高め、ハードからソフトまで一体的に防災施策を推進するため、旧事業を総合補助金制度化することにより「都市防災総合推進事業」へと改組した。また東南海・南海地震防災対策推進地域を事業対象地域に追加した。</p> <p>○密集市街地整備法の改正（平成15年）</p> <p>防災公共施設の整備を促進し密集市街地の早期改善を図るため、密集市街地整備法を改正し、防災街区整備事業、特定防災街区整備地区等、新たな事業制度や都市計画制度を創設した。</p> <p>○地震防災対策に係る法律の制定（平成15、16年）</p> <p>平成15年12月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、平成16年4月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が公布された。</p> <p>○避難地・避難路基準の改訂（平成16年）</p> <p>都市部等における土地利用状況を鑑み、従来の避難地・避難路基準を改定し、弾力的な運用により地方独自の防災対策・計画の策定における避難地等の位置付けをより柔軟なものとした。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 都市公園の災害復旧事業に係る公共土木施設災害復旧事業費負担法による国庫補助の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年：153件、平成12年：58件、平成13年：62件、平成14年：27件、平成15年：75件</li> </ul> <p>資料：国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市防災対策室ホームページ <a href="http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/jigyojokyo.htm">http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/jigyojokyo.htm</a></p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 六甲山系グリーンベルト整備（平成7年～）[『阪神・淡路大震災復興誌（第3巻）』（財）阪神・</p>

淡路大震災記念協会,p622-623]

- ・六甲山系グリーンベルト整備とは、六甲山地において、震災やその後の降雨などにより土砂災害の恐れが高まったことから、市街地に接する山麓から山腹に至る斜面において一連の樹林帯を整備し、山体の強化を図る事業である。

「ID108砂防施設」のシートを参照

県立三木総合防災公園の整備[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p591]

- ・兵庫県は、平成9年度に、県全域をカバーする総合的な防災拠点として「三木震災記念公園(仮称)」の建設の全体構想をまとめた。この中で、三木総合防災公園は、総合防災公園ゾーンに位置づけられており、その機能は以下のとおりである。

災害時の救援・救護・災害復旧対策の拠点機能

神戸・東播磨地域における広域防災拠点としての機能

緑のネットワークを形成する緑地保全機能。

平時における地域スポーツの振興拠点となる運動公園としての機能。

「ID159防災拠点等の整備」を参照

メモリアルパークの整備

- ・震災で崩壊した神戸メリケン波止場(中央区波止場町)の一部を、傷んだ形そのままに「神戸震災メモリアルパーク」として保存する工事が行われ、平成9年7月に完成した。[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p629]

「ID105港湾施設」を参照

- ・阪神・淡路大震災の発生直後、大規模な地すべりが起き、34人が犠牲になった西宮市仁川の地すべり現場近くに、兵庫県は「地すべり資料館」を建設した。同資料館は、平成9年11月に完成し、開館した。[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p625]

「ID108砂防施設」を参照。

- ・北淡町に表出した野島断層を保存し、公園として整備を進め、平成10年4月に北淡町震災記念公園及び野島断層保存館が建設された。また、同年7月には野島断層が天然記念物の指定を受け、12月には保存館内の断層修復が完了し、翌年4月には断層の真上にあった旧河野邸がメモリアルハウスとして公開された。北淡町の震災公園の来訪者数は、1年目が280万人(平成10年度)、2年目100万人(平成11年度10月末)であった。[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p629-630][『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p587-588]

復興土地区画整理事業施行区域におけるワークショップによる公園づくり

- ・兵庫県は、震災復興土地区画整理事業等の都市計画決定の手続きにあたって、第一段階では、施行区域と骨格となる都市施設(幹線街路及び近隣公園等)に留め、第二段階で、区画道路や街区公園等の決定を図るといふ、いわば二段階方式を採用した。そのため、街区公園の設計にあたっては、住民ワークショップにより行われた地域も多い。住民ワークショップなどにより、行政と住民の協働により計画・整備された公園の事例としては、以下のようなものがある。『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p587-588)

事例1 松本地区土地区画整理事業施行区域(神戸市)

- ・震災復興松本地区土地区画整理事業では、松本西公園(1,000㎡)と松本東公園(2,500㎡)について公園ワークショップにより具体的な配置案が計画された。
- ・松本西公園は、敷地が傾斜地で困われていることから「落ち着いた雰囲気を大切にしながら、だれでも気軽に出入りできる公園」を基本とし、南北に抜ける通り道、隣接したまちづくり相談所と連携した地域活動の場、花や水を眺めながらくつろぐ場をイメージし、築山やせせらぎ、あづまや、小規模の広場を導入することにした。

- ・松本東公園は「地区のシンボルで、活発な活動がおこなえる広場を中心とし、水や緑にふれあえる憩いの空間」を基本とし、コミュニティ道路と一体的に利用し、軽スポーツやイベント、祭りがおこなえる場をイメージして、広場、ステージ、健康遊具、複合遊具などを備えることにした。

#### 事例2 森具地区土地区画整理事業施行区域（西宮市）

- ・西宮市森具地区内の森具公園（5,301m<sup>2</sup>）は、震災復興土地区画整理事業施行区域内の公園の中では、最初に完成した（平成12年1月16日に完成）。
- ・森具地区は戦前からの屋敷町であったが、都市基盤は未整備で細街路が多く、倒壊家屋が通路を防いでいた。同地区に公園がなかったことから、「香柵園・森具地区まちづくり協議会」は平成7年9月、避難空間機能を持つ公園を中心にしたまちづくり提案をまとめた。
- ・コンサルタントの助言を受けながらワークショップを重ねて、公園の主要な役割を「地区のいこいの場」「災害発生時の一時避難場所」とした。ゲートボールができ一時避難や防災訓練の場としても使える多目的広場（2,160m<sup>2</sup>）を整備するとともに、100tと40tの耐震性防火水槽、60tの緊急貯水槽も揃えた。事業費は8,600万円（防火水槽、貯水槽は除く）。

#### 事例3 鷹取東第1地区土地区画整理事業施行区域（神戸市）

- ・神戸市長田区の鷹取東第1地区の海運双子池公園（400m<sup>2</sup>）も、西宮市森具地区内の森具公園と同様、震災復興土地区画整理事業施行区域内の公園の中では、最初に完成した公園である（平成12年4月1日に完成）。
- ・神戸市長田区鷹取東第1地区では、海運双子池公園に続いて、平成13年1月21日に日吉町ひだまり公園（400m<sup>2</sup>）が、また同年2月25日に若松鷹取公園（近接して計画されている500m<sup>2</sup>の2カ所の公園を一体的に利用できるように整備）が完成した。この地区の公園づくりについて、神戸市の当時の区画整理事業担当者は以下のように記述している。  
 「公園は、小規模な公園（約400m<sup>2</sup>・500m<sup>2</sup>）を4カ所に分散して設置することになった。4カ所のうち3カ所の公園予定地に事業用仮設住宅が建設されていたため、工事はこの撤去を待って行われた。そのため、各公園は事業の終了（2001年2月21日）直前に完成した。整備案の作成にあたっては、公園ごとに地元自治会組織により検討がおこなわれた。このため各々特徴のある整備案ができあがった。整備は地元案の提案を元に順次始められた」（『鷹取東第1地区震災復興土地区画整理事業の歩みについて』「都市政策」第107号、財団法人神戸都市問題研究所）。

#### 事例4 ポケットパークの整備（神戸市）

- ・平成11年1月、大橋町10丁目、野田町4丁目、日吉町5丁目に「ポケットパーク」が完成した。このうち大橋10丁目と野田町4丁目ではポケットパークのベンチの中に防災資材が収納された。また、日吉町5丁目ではポケットパークの一角に、被災者の慰霊のための地蔵堂が地元住民によってつくられた。なお、この地蔵堂には防災資材も収納されている。

#### 事例5 公園における慰霊碑の整備（神戸市）

- ・平成14年1月13日、神戸市灘区琵琶町に琵琶町公園が完成した。
- ・琵琶町公園は元の600m<sup>2</sup>の公園から2,600m<sup>2</sup>へ広げられた。手押しポンプ、また、耐震性の防火水槽、ステージなどが設置されるとともに、震災で亡くなったこの地区の61人の名前を刻んだ慰霊碑が建てられた。
- ・慰霊碑に名前を刻む了解を求めて「琵琶町復興住宅協議会」は遺族を訪ねたが、地区内に残っていたのは12世帯だけであった。東京から広島まで遺族の消息探しに奔走した。このまちに住んでいた中国からの留学生の両親には日中友好協会の力を借りて手紙で了解を求めた。61人目の遺族の消息が分かったのは平成13年末であった。

資料：『阪神・淡路大震災復興誌（第7巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会より抜粋整理



	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>市 町</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>「安全都市づくり推進計画」に基づく街路緑地軸の整備（平成8年～）[『阪神・淡路大震災復興誌（第2巻）』兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会,p531-532]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市は「安全都市づくり推進計画」に基づき、既成市街地の主な南北、東西の幹線道路を整備、1kmメッシュの格子状街路緑地軸のネットワーク形成を図っている。</li> <li>・南北軸は 山麓 - 王子公園 東部新都心、大倉山公園 ハーバーランド、神戸大学 JR六甲道駅 臨海部、板宿・西代公園 新長田 大阪ガス跡地、の4線。</li> <li>・東西軸は 浜手幹線、中央幹線、山手幹線、の3線。</li> </ul> <p>神戸震災復興記念公園（仮称）の整備（平成13年～）[『阪神・淡路大震災復興誌（第7巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p477-478]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市は平成13年11月、中央区のJR貨物神戸港駅（浜辺通）と南側に隣接する新港第4突堤（新港町）の一部、計10.3 haで整備を計画している「神戸震災復興記念公園」（仮称）について、神戸市公園緑地審議会での答申を受けた。</li> <li>・浜辺通部分については、駅の撤去後平成16年1月に用地の引渡しを受け、その後順次整備を進めており、平成22年春に全面供用開始を目指している。事業費は約110億円の予定であり、そのうちの約3分の1については国から補助を受ける。</li> </ul> <p>神戸市まちづくりスポット創生事業（空地整備助成）（平成10年～）[『阪神・淡路大震災復興誌（第4巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p497]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面利用予定の無い空地进行を市が地主から3年を限度に借り上げ、地元のまちづくり協議会に転貸し、広場、パザール等に活用する神戸市の「スポット創生事業」と協調して、施設整備費（上限300万円）の半分をまちづくりセンターから助成する制度を平成10年度から開始した。</li> </ul> <p>神戸市「原っぱ」づくり事業（平成14年～）[『阪神・淡路大震災復興誌（第7巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p569-670]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市は、密集市街地の中で、容易に再建できない宅地や、当面、利用計画のない空き地を所有者から有償で借り上げ、自治会、まちづくり協議会などの地域活動団体に無償で貸与するとともに、地域活動団体に空地整備費用を助成する事業（「原っぱ」づくり事業）を平成14年度から開始した。</li> <li>・対象となる空き地は100㎡程度。土地所有者からの借り上げ期間は3年間。借り上げ料は固定資産税及び都市計画税相当額。地域団体への助成額は、整地、舗装、フェンス設置など、空間として活用出来る範囲の整備で、1カ所当たり100万円。</li> <li>・平成14年度は長田区で2カ所、灘区で1カ所を対象とした。</li> </ul> <p>神戸市における生け垣助成制度の活用の促進[『阪神・淡路大震災復興誌（第2巻）』兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会,p467]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市は、昭和59年以降、一戸建て住宅や小規模共同住宅が塀を取り壊して生け垣を作る場合に工事費用の半分（限度額10万円）を、また、生け垣を新設するかもしくはツタなどをフェンスにはわせる場合は5万円を限度に助成してきた。震災前の助成の申請件数は年間40件程度であった。</li> <li>・平成7年度は、阪神・淡路大震災により自宅のブロック塀が倒壊したものを対象にし、申請受付87件のうち72件を助成した。</li> <li>・平成8年度は、震災復興促進区域外だけを対象にし、67件を助成した。</li> <li>・平成9年度は、震災復興促進区域内では、助成限度額を一戸建て住宅で15万円、小規模共同住宅で22万5,000円に引き上げた。</li> <li>・当事業の主管は（財）神戸市公園緑化協会花と緑のまち推進センター。</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>

その他	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>《公園の応急復旧に関すること》</p> <p>(神戸市) ライフラインや二次災害の危険のある事業に比べると、都市公園はどうしても、それ自体としては緊急性の低い部分があり、ボランティア団体が活動拠点とした公園などでは、撤退時まで公園復旧が行えなかったケースもある。(『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市)</p> <p>震災直後、救助救援の最前線にある市は行政あげてその対応に追われていた。後方にある県としては復興の立ち上がり時期を逸さないよう被災地域における公園緑地の復興計画立案に努めた。しかし、復興計画が本来の主体である市の手に帰り、被災者の意見や財政的フィルターを通すに及んで不十分なものとなってしまった。50年前、戦災復興の際に描かれた緑地計画のうち基幹的な緑地が画餅に終わったと同様に、この県の作業が日の目を見ることはなかったのである。(『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会)</p> <p>《復興都市計画等における街区公園・近隣公園の整備に関すること》</p> <p>(震災復興都市計画については) 住民不在の都市計画決定手続きへの反対、広域的施設である近隣公園への反対などが相次ぎ、大量の意見書が提出された。(外岡秀俊『地震と社会(下)』みすず書房)</p> <p>復興土地区画整理の本来の事業は、防災の観点からの道路と公園の整備を対象にしている。1995年3月17日の復興都市計画決定で示されたのは、施行区域と都市計画道路と公園の設定であった。公園は、面積1ha以上の近隣公園、より小規模の街区公園などが示されたが、公園の位置や面積は「2段階都市計画方式」によって住民との協議によって具体化することになった。しかし、道路、公園を生み出すために所有地の一部の提供(減歩)が求められ、所有地の面積や形状が変わったり、新しい道路や公園の配置によって他の場所へ移動(換地)しなければならなくなったりした。(『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会)</p> <p>被災地の公園計画は遺族の心情を傷つけるケースもあった。朝日新聞は「倒壊死跡地に公園・・・市職員と対立続け」(「この7年 - 阪神大震災から」平成14年1月14日)で「うちの娘が死んだ場所を、なんで、よその子の公園にせなあかんねん」と西宮市の土地区画整理事務所長に抗議した自治会長の思いを紹介している。それから7年、自治会長と事務所長は新しいまちづくりについて話し合いを続けた。地区の公園計画面積や道路幅員は住民のまちづくり提案に基づいて縮小され、異例の都市計画変更が行われた。自治会長の自宅跡地は公園計画から外れた。記事には、新しい公園予定地に据えつけられた慰霊と復興の記念碑の前で語り合う2人の写真が掲載されている。(『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会)</p> <p>《記念公園の整備に関すること》</p> <p>(北淡町・震災記念公園の) 運営に当たっている(株)ほくだんでは、初年度は町の町民税収入を上回る売り上げになり、初年度利益も黒字になったので、町に対して3,000万円の寄付をしたとのことである。・・・(中略)・・・当然周辺効果もあり、県道沿いには土産物店が8件増え、その他ガソリンスタンド、食堂なども潤っていると聞く。こうした経済的効果のほか、旧河野邸を再利用したメモリアルハウスでは町内外の被災者15人が自らの体験を語る語り部として活躍するなど、地域施設としての機能も生まれている。この語り部は全国のPTAからも派遣の依頼があるほどで、語り部養成講座も実施しているという。(端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻《文化復興》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)</p> <p>《都市公園等の防災上の機能に関すること》</p> <p>都市公園等は、都市の防災性の向上、快適な都市環境の形成等の機能を有し、また、自由時間の増大、健康の維持増進に対する社会的要請の高まり等の国民生活の変化に伴いその役割がますます高まっている。特に、平成7年1月の阪神・淡路大震災時においては、都市公園は避難地・避難路、火災の延焼防止、復旧・復興の拠点、仮設住宅用地等の重要な役割を果たした。今後は、これまでより高い防災機能を有した都市公園の整備を推進していく必要がある。(『平成7年版建設白書』)</p> <p>大震災で公園緑地が果たした大きな役割が見直され、防災空間としてだけでなく、地域コミュニティの活動</p>	

拠点としての期待も高まった。(『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会)

#### 《日本造園学会による都市公園における防災上の課題に関する指摘》

日本造園学会では、阪神・淡路大震災による公園被害の実態調査を実施し、都市公園における防災上の課題として、以下のような指摘をしている。

阪神大震災による被災の特色は、長田区をはじめ火災による甚大な被災があったが、総じては建物の倒壊による被災であり、大火災に至らなかったことである。この点は、関東大震災との大きな相違点である。関東大震災後の防災緑地の規模についての基本的考え方として、1カ所あたり10haとされてきたが、それは震災による大火災を想定した結果である。しかし、阪神大震災による被災のこの特色は被災者の第一避難地としての街区公園の利用を惹起させた。つまり、阪神大震災は、大火に対する防災公園緑地の考え方に加えるべき新しい課題として、住区基幹公園、とりわけ身近な街区公園の避難地としての重要性を認識させることとなった。

このような前提を踏まえ、これまでの調査結果から提示された課題をまとめて総括としたい。それは概ね次の3点にまとめることができるであろう。

#### 1. 都市公園を中心としたオープン・スペースの配置計画上の課題

##### 1) 都市公園の種類、面積について

被害後の都市公園の避難地としての利用については、先に触れたように、身近にある街区公園や近隣公園など比較的小規模な公園がよく利用されていることが判明した。自宅に近い公園での避難生活を望んでいることがその大きな理由であろう。被災後に利用される都市公園の種類と面積は、被災後の時間経過とその利用目的によって異なる。全般的な傾向では、被災直後の緊急避難地として、非常に小規模なものを含んだごく身近な公園やオープンスペースが利用され、さらにそれらは救援利用、置場利用あるいは仮設住宅に供されていく。総合公園などの大公園は、やや後に救援基地として利用された。

##### 2) 都市公園の配置について

阪神大震災では、高速道路や鉄道の直接的な被災、建物倒壊による道路や街路の閉塞によって、住宅から避難場所や防災緑地への移動が妨げられた。その結果、住民は身近な街区公園へ避難せざるを得なかったという経緯が見られた。このことは、さらなる都市公園の増設を求めるとともに、単なる誘致距離による配置論の見直しを迫るものであり、住区ごとの立地条件を考慮した配置計画の必要性が示唆される。さらに、街区公園の学校や公共施設との一体的設備も今後の課題である。

##### 3) アクセスの確保

前項に関連して、都市公園への避難路が確保されているような配置計画が必要である。

##### 4) 多様な緑地のネットワーク形成の必要性

今回の調査によって樹木による被災軽減効果が明らかにされた。したがって、樹木生育空間の保全と創造は、都市防災のうえで重要な課題といえよう。そのために都市公園はもとより住宅庭園、社寺境内地、河川緑地、街路、緑道、学校校庭、公共施設地など小空間から大緑地まで樹木の生育する多様な緑地空間を増やし、それらを相互に結ぶネットワークの形成が必要である。公園の用地確保の点から、営造物公園だけでなく都市および都市近接地の地域制緑地の積極的活用も検討されるべき課題の一つであろう。

#### 2. 隣接地を含む都市公園の設計技術上の課題

##### 1) 公園の入口や広場のあり方

バリアフリーを意識した公園の設計や、広く、段差のない入口とする工夫など、避難場所としての利用に関する設計上の課題が挙げられる。また、避難地として公園内の広場は不可欠であることから、公園内における植栽の配置が設計上考慮されるべきである。また、公園の整備の際は、修復の容易なフレキシブルでソフトな土や芝生などの素材による造成が望ましい。

##### 2) 植栽の効果と植栽技術および植栽管理について

調査により、樹木による被災の軽減効果(建物倒壊軽減効果や火災被害軽減効果等)が明らかになった。したがって、隣接地に対する配植や広場での配植計画の検討と同時に、生物活性の高い健全な樹木の育成のための植栽技術ならびに管理技術が改めて問われることとなる。

3) 施設設計および設備設計について

被災後も修復・復旧の可能なフレキシブルで安全な地盤形成、さらに施設倒壊による二次災害を最小限に留める堅固な基礎工と上部構造のバランスの取れた構造設計が課題となろう。基本的には過剰な施設導入にならないような施設配置計画が求められる。公園内設備としては電源設備や貯水施設など水にかかわる設備が求められる。

4) 公園隣接地のあり方

公園へのアクセスを確保し、公園への建造物の倒壊・崩落を防止する手立てが必要となる。たとえば、隣接地の囲障を生垣にする、隣接地の建物の高度制限、傾斜地での建造物の公園への崩落を防止するためのセットバック、などの基準設定が課題となろう。

3. 公園緑地の管理運営上の課題

1) 公園への避難意識と避難地としての条件

公園が平時にも地域住民によって使い込まれ、親しまれていることが避難意識を起こさせる条件となる。それは平時からの住民による公園やオープン・スペースの運営管理も重要な条件となろう。

2) 公園の避難地利用の時系列的変化過程に関する検討

被災後1週間は緊急避難状況とみなされるが、その間の状況変化の整理と、その後の避難状況の時系列的变化の追跡調査が必要である。それによって被災時の公園における避難地利用の時系列的変化過程を把握しておくことが重要である。

3) 公園の平時への復帰過程の検討

テントによる避難生活の時間的限界と短縮化への方向の検討と、仮設住宅への移行が大きな課題である。さらに、公園の平時状況への復帰の過程を検討しておかなければならない。

資料：(社)日本造園学会阪神大震災調査特別委員会『公園緑地等に関する阪神大震災緊急調査報告書』(平成7年6月)

課題の整理

密集市街地における公園・緑地等避難地・避難路の確保  
都市部におけるオープンスペースの確保の推進  
都市部における緑地の確保及び建築物の緑化等の推進

今後の考え方など

- 国土交通省では、都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、避難地又は避難路となる防災公園の体系を整理し、整備を推進してきたところ。引き続き各種事業を活用し、広域防災拠点、広域避難地、一次避難地等の防災公園の整備を推進する。防災拠点となる都市公園については、社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)において、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設を備える面積10ha以上のオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合を平成19年度において25%とすることを目標に、都市公園における災害応急対策施設の整備を推進する。(国土交通省)
- 国土交通省では、地方公共団体における緑地保全、緑化の推進を支援するため、平成16年の都市緑地保全法の一部改正により、都市内に残された比較的大規模な緑地保全を図る緑地保全地域制度、都心部の市街地における緑化の推進を図る緑化地域制度等を創設した。今後は本制度が活用され、民有地を含めた都市緑化が推進されるよう、地方公共団体を支援していく。(国土交通省)
- 都市再生プロジェクト(第3次決定)や社会資本整備重点計画の目標を踏まえ、大規模地震発生の可能性の高い地域を中心に、密集市街地における避難地・避難路及び防災拠点として、市街地大火発生時における延焼遮断帯として機能する公園・緑地等公共空地を確保する。  
また避難地・避難路における技術的基準の改訂に伴い、地方公共団体が策定する地域防災計画への反映及び地域状況に応じた公共施設整備を推奨する(国土交通省)
- 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進に努める。(兵庫県)
- 復興10年総括検証においても都市の再生と連携した公園緑地整備の推進などについての提言がなされている。(兵庫県)  
平常時は都市の憩いの空間として、また災害時には安全な避難空間や消火・生活用水として活用可能な河川緑地軸・街路緑地軸・山麓緑地軸等による「水と緑のネットワーク」の整備を引き続き進める。(神戸市)  
都市防災の観点から、都市公園の整備、緑地の保全を推進し、都市の防災強化に努める。(尼崎市)